

遠隔点呼・自動点呼 解説パンフレット



点呼の
確実性
UP

業務
負担軽減



ICTを活用した点呼制度

▶P1

遠隔点呼

▶P2

要件を満たす機器・システムを用いて、運行管理者等と運転者等が離れた場所から、ビデオ通話のような形で点呼を実施する制度。



両者が
ビデオ通話



自動点呼

▶P7

国土交通省の認定を受けた機器・システムを用いて、運行管理者等が作成した点呼予定に基づいて運転者等が運行管理者等の立ち会いなしに点呼を実施する制度。



事前の点呼予定入力



点呼機器を用いて立ち会いなしで点呼実施

1

ICTを活用した 点呼制度

対面点呼と遠隔点呼・自動点呼との違い

運行の安全を確保するため、**点呼は原則対面で実施**することとされていますが、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」として、**遠隔点呼や自動点呼**などのICTを活用した点呼が認められています。

		対面点呼	遠隔点呼	自動点呼
実施場所	運行管理者等	本人が所属する 営業所または車庫	本人が所属する 営業所または車庫	— ※点呼実施中の所在は問わない
	運転者等		本人が所属する 営業所・車庫・ 事業用自動車内・宿泊施設・待合所・ その他これらに類する場所 メリット ★点呼を受けられる場所の自由度向上	
実施方法		対面で実施 	要件を満たす 機器・システムを用いて ビデオ通話のような形で 遠隔で実施 	国土交通省の認定を受けた 機器・システムを用いて 運行管理者等の 立ち会いなしで実施 
記録・保存方法		紙の記録簿に 手動で記録・保存 	システム上に 自動で記録・保存 メリット ★記録簿の作成に要する 時間の短縮 ★記録の保存・管理の 正確性・利便性向上 	



本パンフレットの
読み方

貨物軽自動車運送事業者の場合は、運行管理者を貨物軽自動車安全管理者に読み替えてください。
運行管理者等には、補助者を含みます。
運転者等には、特定自動運行保安員を含みます。

2

遠隔点呼

遠隔点呼とは？

遠隔点呼は、要件を満たす機器・システムを用いて、
運行管理者等と運転者等が離れた場所から、
ビデオ通話のような形で点呼を実施するものです。

遠隔点呼の流れ

事前準備

点呼を行う運行管理者等が遠隔点呼の実施予定と運転者等や運行に係る情報を確認



運行管理者等

点呼実施

運転者等からの点呼実施依頼を受け運行管理者等と運転者等が遠隔点呼を実施



運行管理者等

運転者等

結果確認

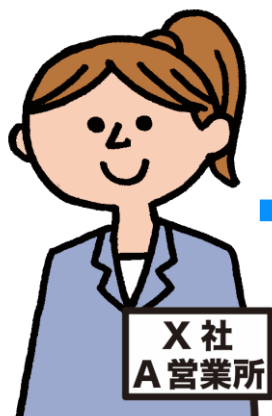
運転者等の所属する営業所の運行管理者等が点呼の実施結果を確認



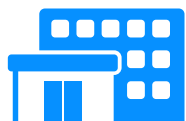
運行管理者等

遠隔点呼を実施できる範囲と場所

運行管理者等



実施できる場所



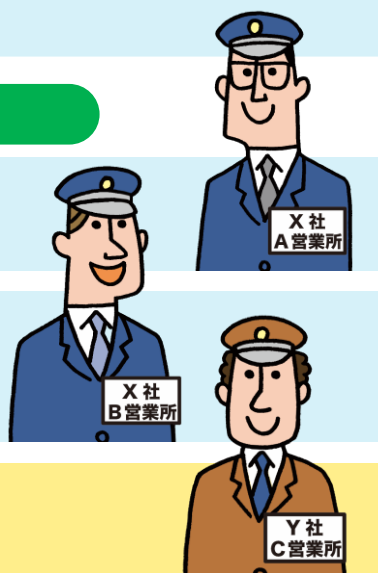
運行管理者等が所属する
営業所・車庫

運転者等

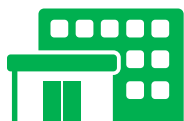
運行管理者等と
同じ営業所に所属

運行管理者等と
同じ会社の
別の営業所に所属

運行管理者等と
別の会社に所属



実施できる場所



運転者等が所属する
営業所・車庫



運転者等の運行の業務に係る
事業用自動車内



運転者等の運行の業務に係る
待合所、宿泊施設等

※1 事業者間遠隔点呼を行う場合には業務の管理受委託の許可が必要。p6「遠隔点呼を行うには、どのような手続きが必要なの？」を参照。

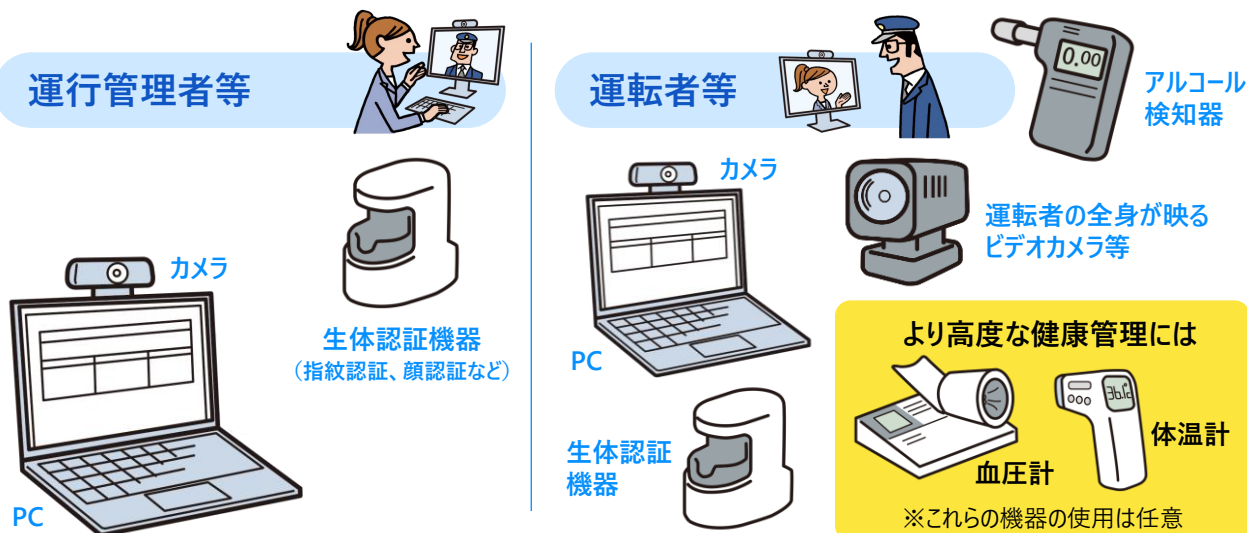
※2 点呼実施者が運行管理者の場合は、運転者等が所属する営業所の運行管理者が実施したものとみなされ、
点呼実施者が補助者の場合は、運転者等が所属する営業所の補助者が実施したものとみなされます。

遠隔点呼機器には、どのような機能が必要なの？

国土交通省が定める遠隔点呼機器の要件を満たす機器を使用する必要があります。

遠隔点呼機器の構成例

映像と音声によるやり取りや点呼に必要な情報の確認ができるよう、以下のような機器を使用します。



遠隔点呼機器の要件

なりすましの防止

生体認証等（例：顔認証、指紋認証、静脈認証）により運行管理者等や運転者等を確実に識別できること。



ポイント

- ・生体情報は、事前に点呼機器に登録する必要があります。
- ・生体認証等は、点呼を実施する時には毎回行う必要があります。



NG例

ID・パスワード入力のみでの認証、免許証・乗務員証のみでの認証

映像と音声による確認

映像と音声によって、運行管理者等が、運転者等の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況をはっきりと確認できること。



ポイント

営業所・車庫以外で遠隔点呼を実施する場合、複数の画角からの映像を合わせることや、カメラを動かして画角を変えることによって運転者等の全身を確認してもかまいません。

(例：点呼機器として使用するカメラ付き端末を動かして運転者等の全身を確認する)



NG例

カメラやモニターの解像度が低く、運行管理者等が運転者等の表情や顔色をはっきりと確認できない。



遠隔点呼実施営業所間での情報共有

遠隔点呼に必要な以下の情報が遠隔点呼実施営業所間で共有され、点呼を実施する運行管理者等が確認できること。

共有・確認が
必要な情報

- ・日常の健康状態
- ・労働時間
- ・指導監督の記録
- ・運行に要する携行品
- ・乗務員等台帳の内容
- ・過去の点呼記録
- ・事業用自動車の整備状況

酒気帯び・健康状態・日常点検結果の確認・記録

以下の事項を確認・記録できること。

確認事項	確認タイミング	記録内容
酒気帯びの有無	業務前 業務後	・アルコール検知器の測定結果 ・検知器使用中の静止画や動画
疾病・疲労・睡眠不足等の状態	業務前	・疾病・疲労・睡眠不足等の確認結果
日常点検結果	業務前	・日常点検結果

運転者等への指示事項

点呼を実施する運行管理者等が、運転者等に伝達すべき事項を確認できること。

点呼の記録・保存

点呼結果と、機器故障が発生した場合はその日時・内容が電磁的方法により記録され、1年間保存※されること。
静止画・動画・音声以外の記録をCSV形式で出力できること。

（記録の修正や消去ができる場合は、修正前の情報が保存され、消去できないこと。）

記録・保存が
必要な
点呼結果

共通

- ・運行管理者等の氏名
- ・運転者等の氏名
- ・車両番号
- ・点呼実施日時
- ・点呼方法
- ・アルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの有無、測定時の静止画又は動画
- ・点呼場所（営業所・車庫以外で実施した場合）
- ・その他必要な事項

業務前

- ・疾病、疲労、睡眠不足等により安全な運行をできないおそれの有無
- ・日常点検や自動運行装置の設定状況の確認の結果
- ・運転者等に対する指示事項
- ・業務不可と判断した場合の理由と代替措置の内容

業務後

- ・車両、道路及び運行の状況
- ・交替する運転者等に対する通告

遠隔点呼を行う施設・環境はどのように整えるの？

遠隔点呼では運行管理者等と運転者等が同じ場所にいませんが、運転者等の様子を確認できるように点呼場所の明るさの確保や撮影機器の設置、通信環境の確保が必要です。

点呼場所の明るさの確保

運行管理者等が運転者等の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を映像ではっきりと確認できる環境照度を確保すること。



NG例

点呼場所が暗く、運行管理者等が運転者等の表情や顔色がはっきりと確認できない。



運転者等を映す撮影機器の設置

なりすまし、アルコール検知器の不正使用、指定の場所以外での点呼の実施を防ぐため、運行管理者等が運転者等の全身の映像を確認できるように、ビデオカメラ等を設置すること。

通信環境の確保

点呼が途絶しないように必要な通信環境を整備すること。運行管理者等と運転者等の対話が妨げられないように、必要な通話環境を確保すること。



NG例

- 頻繁に映像が停止したり、音声が途切れたりする。
- 通話にノイズがのっていたり、点呼場周辺の雑音で音声聞き取りづらかったりする。

遠隔点呼を行う上での遵守事項には、どのようなものがあるの？

点呼が確実に実施されるよう、事業者は以下のことを遵守する必要があります。

適切な情報共有

運行管理規程の明記と教育・指導

遠隔点呼の実施に必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記し、運行管理者等や運転者等の関係者に周知すること。

個人情報の扱い

生体認証等を使う情報や健康状態の測定結果等の取扱いについて、事前に運転者等の同意を得ること。

別の会社と遠隔点呼を実施する場合

事業者間遠隔点呼に係る業務の管理受委託について、あらかじめ国土交通大臣の許可を得ること。

❗ p6「遠隔点呼を行うには、どのような手続きが必要なの？」を参照



運行管理規程は、業界団体等が提供するひな形を活用する場合にも、事業の形態や実情に合わせて作成し、運用することが大切です。

運用体制の整備

運行に関する事前の情報把握

運行管理者等は、地理情報や道路交通情報等、業務の遂行に必要な情報を把握しておくこと。

面識のない運転者等に対して遠隔点呼を実施する場合

運行管理者等は、あらかじめ運転者等と対面又はオンラインで面談する機会を設け、運転者等の表情、運転者の健康状態・適性診断の受診結果、その他必要な事項について確認を行うこと。

運行中の車両位置の把握

運行管理者等は、点呼の未実施を防ぐため、運行中の車両位置の把握に努めること。

運転者等の携行品の確認

運行管理者等は運転者等の携行品の保持状況や返却状況を確認すること。

点呼の実施場所の確認

運行管理者等は、運転者等が車内、待合所、宿泊施設等にいる場合は、事業者があらかじめ定めた場所で点呼を受けていることを映像で確認すること。

非常時に備えた体制整備

運転者等が業務不可となった場合

点呼の結果、運転者等が業務不可となった場合、点呼を行った運行管理者は、直ちに運転者等の所属する営業所の運行管理者等に連絡すること。

運転者等の属する営業所では、代替措置を講じることができる体制を整えること。

遠隔点呼の実施が困難となった場合

機器故障等の場合、運転者等と同じ営業所に所属する運行管理者等が対面点呼その他実施が認められている方法で点呼ができる体制を整備すること。

遠隔点呼を行うには、どのような手続きが必要なの？

管轄の運輸支局等に対して必要な手続きを行う必要があります。



業務の管理受委託の許可申請		遠隔点呼実施の届出	
提出書類	事業者間遠隔点呼に係る業務の管理受委託許可申請書・添付書類	提出書類	遠隔点呼の実施に係る届出書・添付書類
提出先	事業者間遠隔点呼を実施しようとする受託営業所を管轄する運輸支局等※	提出先	当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局等※

※運輸支局のほか、神戸運輸監理部 兵庫陸運部、沖縄総合事務局 陸運事務所を含み、自動車検査登録事務所、沖縄総合事務局 運輸事務所は除きます。



こちらのWebサイトから提出書類の様式をダウンロードできます。

国土交通省

「運行管理高度化ワーキンググループ 遠隔点呼、自動点呼の実施に関する情報 2. 関係書類一覧、チェックリスト、参考情報」
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

3

業務前・業務後 自動点呼

自動点呼とは？

自動点呼とは、国土交通省の認定を受けた機器・システムを用いて、運行管理者等が作成した点呼予定に基づいて、運転者等が運行管理者等の立ち会いなしに点呼を実施するものです。

自動点呼の流れ

事前準備

運行管理者等が運転者等ごとに点呼の予定をシステムに入力



運行管理者等

点呼実施

運行管理者等の立ち会いなしに運転者等が点呼を実施



運転者等

結果確認

運行管理者等がシステム上で点呼結果を確認



運行管理者等

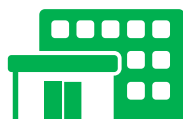
自動点呼を実施できる場所

運転者等



点呼予定を入力する
運行管理者等と
同じ営業所に所属

実施できる場所



運転者等が所属する
営業所・車庫



運転者等の運行の業務に係る
事業用自動車内※2



運転者等の運行の業務に係る
待合所、宿泊施設等※2



運行管理者等の
立ち会いは不要※1

※1 運行管理者等は、自動点呼実施中の立ち会いは不要ですが、事前に点呼予定などの必須事項をシステムに入力しておくことが求められます。
なお、自動点呼は、運転者等が所属する営業所の運行管理者が実施したものとみなされます。

※2 当該場所での実施に対応した機器を使用することが必要です。

自動点呼には、どのような機器を使えば良いの？

国土交通省が定める要件を満たし、

国土交通省による認定を受けた機器を使用する必要があります。

国土交通省の認定を受けた自動点呼機器

国土交通省「運行管理高度化ワーキンググループ 遠隔点呼、自動点呼の実施に関する情報
3. 認定を受けた自動点呼機器一覧」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html



自動点呼機器の要件

点呼の予定入力・確認

運行管理者等が以下の事項を入力・確認できること。

入力事項 運転者等ごとの点呼予定、責任を持つ
運行管理者の氏名

確認事項 点呼の実施状況、実施結果

なりすましの防止

生体認証等により運転者等を確実に識別し、
識別できた場合に点呼が開始されること。

酒気帯び・健康状態・日常点検結果の確認・記録

以下の事項を確認・記録できること。

確認の結果、異常があった場合には、運行管理者へ通知が発出され、点呼が中断・中止されること。

確認事項	確認タイミング	異常があった場合	記録内容
酒気帯びの有無	業務前 業務後	点呼中止	- アルコール検知器の測定結果 - 検知器使用中の静止画や動画
健康状態 - 体温・血圧 - 疾病・疲労・睡眠不足等の状態	業務前	点呼中断 ※運行管理者が運行の安全を確保できると判断した場合、点呼を再開可能	- 体温・血圧計の測定結果と平時の値との差異 - 疾病・疲労・睡眠不足等の申告結果
日常点検結果 自動運行装置の設定状況	業務前	点呼中止	日常点検結果や自動運行装置の設定状況

本人確認と機器作動のタイミング

アルコール検知器や体温・血圧計の使用前や使用中に生体認証等により運転者を確実に識別し、
識別できた場合に測定機器が作動すること。

アルコール検知器については、点呼が開始され、生体認証等が行われた後に作動すること。



体温・血圧の測定では平時の値との差異を確認するため、自動点呼機器の使用開始までに運転者の平時の値を把握し、点呼機器に登録することが必要です。

運転者等からの報告

業務後 運転者等が以下の事項を報告でき、報告内容を記録できること。

報告事項

- 運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
- 交替する運転者等に対する通告

運転者等への指示事項

運転者等に対する運行管理者からの指示事項を、運転者等ごとに画面表示又は音声により伝達できること。

点呼の完了・予定超過の通知

共通 必要な確認・判断・記録がなされない場合や機器が故障している場合には、点呼が完了されないこと。

業務前 自動点呼が完了した場合には、運転者等がそのことを明瞭に確認できる表示がなされること。

共通 予定時刻を過ぎても点呼が完了しない場合には、運行管理者等に対して通知が発出されること。

点呼の記録・保存

点呼結果と、機器故障が発生した場合はその日時・内容が電磁的方法により記録され、1年間保存※されること。
静止画・動画・音声以外の記録をCSV形式で出力できること。

（記録の修正や消去ができる場合は、修正前の情報が保存され、消去できないこと。）

記録・保存が必要な 点呼結果

共通

- 自動点呼に責任を持つ運行管理者の氏名
- 運転者等の氏名
- 車両番号
- 点呼実施日時
- 点呼方法
- アルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの有無、測定時の静止画又は動画
- 自動点呼の実施状況を確認できる静止画又は動画
- 点呼場所（営業所・車庫以外で実施した場合）
- その他必要な事項

業務前

- 体温・血圧の測定値と平時との差異
- 疾病、疲労、睡眠不足等により安全な運行をできないおそれの有無
- 日常点検や自動運行装置の設定状況の確認の結果
- 運転者等に対する指示事項
- 点呼を中断・再開した場合、中断に至った判定結果と再開を判断した運行管理者の氏名
- 業務不可と判断した場合の理由と代替措置の内容

業務後

- 車両、道路及び運行の状況
- 交替する運転者等に対する通告

自動点呼を行う施設・環境はどのように整えるの？

自動点呼では運行管理者等が立ち会う必要がありませんが、点呼の実施中や終了後に運転者等の様子を確認できる撮影機器の設置や点呼を確実に実施できる通信環境の確保が必要です。

運転者等を映す撮影機器の設置

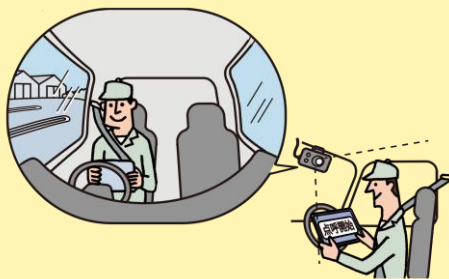
なりすまし、アルコール検知器や体温・血圧計の不正使用、指定の場所以外での点呼の実施を防ぐため、運行管理者等が運転者等の全身の映像を確認できるように、ビデオカメラ等を設置すること。



ポイント

撮影機器としてドライブレコーダーを使用する場合は、広角のカメラを使用し、運転者等以外の人映るなど、なりすましや不正が行われていないか確認できるようにしてください。

(例：車内で点呼を実施する場合、車内全体が映っており、本人が点呼を実施していることに疑いが生じないような映像となっていること)



通信環境の確保

点呼が途絶しないように必要な通信環境を整備すること。



NG例

クラウドへの接続が頻繁に途切れ、
運行管理者等への通知や点呼記録の保存に問題が生じる。

自動点呼を行う上での遵守事項には、どのようなものがあるの？

点呼が確実に実施されるよう、事業者は以下のことを遵守する必要があります。

適切な情報共有

運行管理規程への明記と教育・指導

自動点呼の運用に必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記し、運行管理者等や運転者等の関係者に周知すること。

機器の使用方法や故障時の対応等について関係者に適切に教育・指導すること。

個人情報の扱い

生体認証等に使う情報や体温・血圧の測定結果等の取扱いについて、事前に運転者等の同意を得ること。



ポイント

- ・運行管理規程は、業界団体等が提供するひな形を活用する場合にも、事業の形態や実情に合わせて作成し、運用することが大切です。
- ・使い方と緊急連絡先を記載したマニュアルを点呼場に設置して、確認する習慣づけをさせたり、点呼機器の使い方の研修を行ったりするなど、関係者への教育・指導を行いましょう。

運用体制の整備

点呼予定の入力と点呼の不正・未実施の防止

運行管理者等は、運転者等ごとに、あらかじめ点呼の実施予定を点呼機器に入力すること。
点呼の実施結果や実施の様子を適宜確認し、点呼の未実施や定められた場所以外での実施を防止すること。

点呼機器の管理

点呼機器を常に正常に作動する状態に保持すること。
点呼を営業所又は車庫で実施する場合は、点呼機器が持ち出されないように措置を講じること。

運転者等の携行品の確認

運転者等が携行品を確実に携行・返却したことを確認できる体制を整備すること。

早急な報告を要する場合の対応に関する指導

運行管理者等や運転者等の間で早急に報告する必要がある事項について、両者間で速やかに報告されるようにすること。



営業所・車庫で自動点呼を行う場合は、点呼機器が持ち出され、定められた場所以外で自動点呼が行われないよう、点呼機器をワイヤーロックで固定するなどの措置を行いましょう。

非常時に備えた体制整備

点呼の確認事項に異常があった場合

運転者の酒気帯びが確認された場合、健康状態や日常点検結果に異常があった場合、運行管理者が対応できる体制を整備すること。

予定時刻を過ぎても点呼が完了しない場合

予定時刻を過ぎても点呼が完了しない場合に、運行管理者等が対応できる体制を整備すること。

自動点呼の実施が困難となった場合

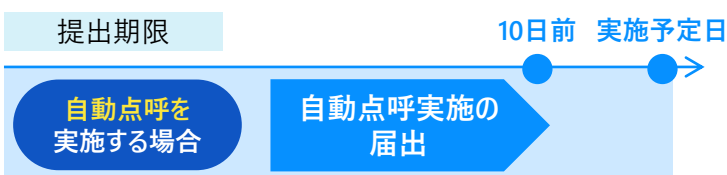
機器故障等の場合、運転者等と同じ営業所に所属する運行管理者等が対面点呼その他実施が認められている方法で点呼ができる体制を整備すること。



- 点呼の確認項目に異常があった場合の体制として、運転者等の状況を対面での会話やビデオ通話等で確認できるようにしておくことが考えられます。
- 自動点呼を実施できなくなった場合の体制として、営業所に出勤して対面点呼を実施する担当者を決めておくことなどが考えられます。

自動点呼を行うには、どのような手続きが必要なの？

管轄の運輸支局等に届出を行う必要があります。



こちらのWebサイトから提出書類の様式をダウンロードできます。



国土交通省

「運行管理高度化ワーキンググループ 遠隔点呼、自動点呼の実施に関する情報 2. 関係書類一覧、チェックリスト、参考情報」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

自動点呼実施の届出

提出書類

自動点呼の実施に係る届出書・添付書類

提出先

当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局等※

※運輸支局のほか、神戸運輸監理部 兵庫陸運部、沖縄総合事務局 陸運事務所を含み、自動車検査登録事務所、沖縄総合事務局 運輸事務所は除きます。